

単独の不活化ポリオ(Inactivated Polio(IPV))ワクチン 予防接種のお知らせ

(R7.4)

ポリオ(急性灰白髄炎)は、過去には、乳幼児が主にかかり、手足の運動麻痺を生じたので「小児麻痺」と呼ばれました。非常に感染力が強く、神経を侵して永久的な筋力低下や麻痺を引き起こす、命に関わるもののある病気です。発熱を伴う風邪のような症状が現れ、足や腰の痛みから突然手足の麻痺が生じます。発症すると麻痺を回復させるための確実な治療法はなく、ポリオウイルスに感染した人の中で、約1,000～2,000人に1人の割合で手足の麻痺を起こし、一部の人には生涯にわたって運動障害が残ることがあります。国内では昭和36年の生ワクチン予防接種の実施以来、患者発生は激減し、昭和55年の患者を最後に野生株ポリオウイルスによるポリオ麻痺患者の発生はありません。ただし、世界的には多数患者が発生している病気です。

ポリオワクチンには、生ワクチンと不活化ワクチンがあります。国内では過去に定期予防接種(予防接種法に定めのある予防接種)に生ワクチンが使用されていましたが、法令が改正され、平成24年9月1日より不活化ワクチンが定期予防接種に使用されることになりました。(生ワクチンは現在、定期予防接種に使用することはできません。)

感染による発病を予防すること及び国内でポリオの流行が起こることを防ぐためにも、ポリオ予防接種は重要です。

1 法定接種年齢

法定接種年齢(法律に定められた予防接種を受けられる年齢)の間であれば、不活化ポリオワクチンの定期予防接種を受けることができます。

不活化ポリオワクチンの法定接種年齢

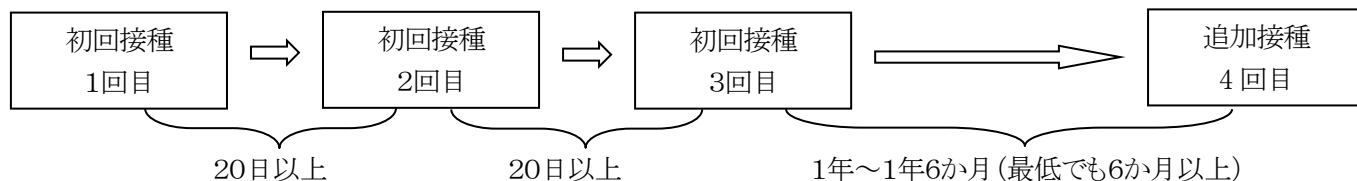
…「生後2か月の応当日の前日」から「7歳6か月の応当日の前日」まで

【予防接種実施医療機関は、
こちらからご確認ください】



2 予防接種を受ける回数と標準接種期間

初回接種は、20日以上の間隔をあけて3回接種(標準的には20日～56日までの間隔をあけて3回)し、追加接種は、初回接種3回目終了後、6か月以上の間隔をあけて接種(標準的には1年から1年6か月の間隔をあけて接種)してください。



★生ポリオワクチン、不活化ポリオワクチンの接種を既に受けたことがあるかたは、残りの回数の不活化ポリオワクチンの接種を受けることになります。接種回数については、別紙「ポリオワクチンの接種ステップ(追加説明)」をご覧ください。

なお、以下の点にご注意ください。

① 生ポリオワクチンを2回接種したかたは、不活化ポリオワクチンの接種は不要です。

② 海外等で、国内未承認の不活化ポリオワクチンを接種したかたについては、医師の判断と保護者の同意に基づき、4回の不活化ポリオワクチンの接種のうち、一部の回数の接種を終了したものとみなすことができます。

3 異なるワクチン同士の接種間隔

不活化ポリオワクチンは不活化ワクチンなので、異なるワクチン同士の接種間隔に制限はありません。

4 予防接種を受ける場所

上記コードよりご確認ください。

※目黒区以外の22区の医療機関でも受けられる場合があります。直接、当該区又は医療機関にお問い合わせください。

5 予防接種の費用

同封の予防接種予診票を使用し、法定接種年齢(上記1)の期間内に接種を受けたときは無料です。ただし、決められた医療機関以外で接種したり、法定接種年齢を外れて受けたときは予防接種法に基づかない任意接種として取り扱われ、有料になります。

6 予防接種の副反応について

国内臨床試験において、単独の不活化ポリオワクチンを接種後7日間の副反応は、初回接種(3回)では74人中64人にみられました。初回接種後は、主に疼痛(痛み)8.1%、紅斑(赤い斑点)66.2%、腫脹(はれ)37.8%などの注射部位の局所反応があり、また、発熱(37.5℃以上)も14.9%にみられました。

(裏面もご確認ください。)

稀に生じる重い副反応としては、ショック、アナフィラキシー様症状が海外で報告されているほか、痙攣が現れることがあります。

※ このワクチンは、製造工程に、ウシ成分（米国産、カナダ産及びオーストラリア産ウシの血液成分）が使用されていますが、その後の精製工程を経て、製品化されています。海外では、このワクチンの接種が原因で TSE（伝達性海綿状脳症）にかかったという報告は1例もありません。したがって、理論上のリスクは否定できないものの、このワクチンを接種された人が TSE にかかる危険性はほとんどないものと考えられます。

7 予防接種を受ける時のご注意

- (1) お子さんの健康状態の良いときに受けましょう。
- (2) このお知らせを読んでから、不活化ポリオワクチン接種予診票に記入してください。接種当日は、接種予診票の太枠線の中を漏れなく記入して、母子健康手帳と一緒に医療機関に持参してください。なお、体温については、医療機関で接種直前に測ってください。
- (3) 接種の際には、保護者のかたか、日頃からお子さんの健康状態をよく知っていて医師の質問に答えられるかたが付き添ってください。（保護者以外のかたが同伴する場合は、保護者からの委任状が必要です。下記12をご覧ください。）
- (4) 年度途中で使用するワクチン等が変更となる場合があります。最新の予防接種情報は目黒区公式ウェブサイトよりご確認ください。

8 予防接種を受けられないお子さん

- (1) 明らかに発熱しているお子さん(37.5℃以上)
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん
- (3) 予防接種やそれに含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことがあるお子さん
- (4) その他、医師が予防接種を受けるのに不適切な状態と判断したお子さん

9 予防接種を受けた後は

- (1) 予防接種を受けた後30分間は、お子さんの様子に変わりがないか特に注意してください。
- (2) 接種した当日は接種後1時間以上経てば、お子さんの状態を見て入浴させても差しつかえありません。ただし、注射した部位はこすらないでください。また、激しい運動は避けてください。
- (3) 接種後、注射した所が赤くなったり、しこりができたり、痛んだりすることがあります。このような場合には、安静を保ち、冷湿布してください。高熱、けいれん（ひきつけ）等の症状が起きた場合には、速やかに医師の診察を受けてください。

10 ワクチンの同時接種について

医師が特に必要と認めた場合は、同時に複数のワクチンを接種することができます。

11 予防接種による健康被害救済制度について

予防接種の副反応による健康被害（医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害が残ること）は、極めて稀ですがなくすることはできないことから、救済制度が設けられています。

予防接種法に基づく予防接種を受けたかたに健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、区により給付が行われます。救済制度の内容については下記のコードより目黒区公式ウェブサイトをご覧ください。

12 接種当日保護者以外のかたが同伴される場合について

諸事情により保護者が同伴できない場合は、委任状（区指定様式）を持参した代理人の同伴により接種することができます。接種当日、保護者のかたは、緊急連絡が取れるようにしておいてください。

委任状の用紙が必要な場合は、保健予防課予防接種係へご連絡いただくか、下記コードの目黒区公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。

委任状は予防接種の当日までに保護者本人が記載し、同伴者が医療機関に持参してください。医師の診察・説明を受けた後、接種に同意する場合は、同伴者が予診票の保護者自署欄（同意欄）に、署名をすることになります。



【予防接種による健康被害救済制度】



【委任状(子どもの予防接種)】

<お問い合わせ>

【保健予防課予防接種係】

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15

☎03-5722-7047